

薬食発 0426 第 1 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について (通知)

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬
及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 (平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政
令」という。) が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了
知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫
用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するた
め、指定政令を改正したものである。

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル)メタノン
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日 (平成 25 年 4 月 26 日) から起算して 30 日を経過した日 (平
成 25 年 5 月 26 日) から施行するものであること。

収 受
平 25.4.30
薬第 20 号
 大阪府

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

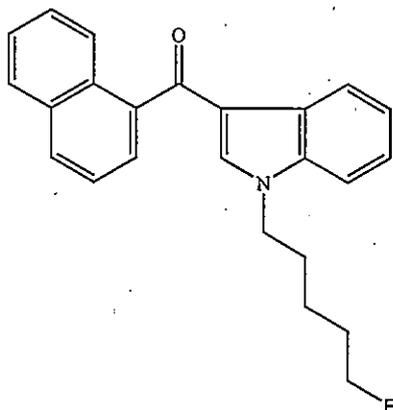
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成25年5月26日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

①化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン

通称：AM2201

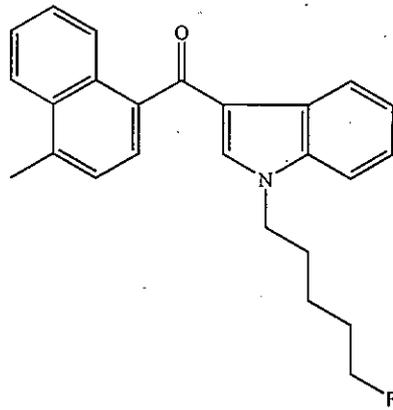
構造：



②化学名： [1 - (5 -フルオロペンチル) - 1 H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

通 称：MAM-2201

構 造：



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○公職選挙法の一部を改正する法律
(一〇)

〔政 令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令(一一四)

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一一五)

○船員法に基づく登録検査機関に関する政令(一一六)

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一一七)

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(一一八)

〔府 令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府二五)

〔省 令〕

○森林法施行規則の一部を改正する省令(農林水産三三)

〔告 示〕

○天皇皇后両陛下は第六十四回全国植樹祭に御臨場になる件(宮内庁三)

○労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める事務の一部を改正する件(厚生労働一五三)

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件(同一五四)

○薬事法施行規則第二百六条の二第二項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十号第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件(同一五五)

○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件(農林水産一四二〇)

○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件(経済産業一一〇)

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件(国土交通四六四)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛八二一八五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(内閣)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(同)

国家試験

平成二十五年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場

〔公認会計士・監査審査会〕

平成二十五年度林業普及指導員資格試験の実施について(農林水産省)

平成二十五年度弁理士試験の試験会場(工業所有権審議会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

防衛省共済組合法の一部変更、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

